

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

第1 被災者の生活確保

活動項目
1 離職者への措置 2 市税等の減免等 3 災害援護資金等の貸付 4 災害弔慰金等の支給 5 り災（被災）証明書の発行 6 生活相談 7 公共料金の特別措置 8 市独自支援制度の検討及び実施

担 当	責任者	産業経済部長 ※ 被災者の職業のあつ旋に関すること 保健福祉部長 ※ 災害援護資金の貸付、弔慰金の支給等に関すること 消防長 ※ り災（被災）証明書の発行に関すること 総務部長 ※ 市税等の減免に関すること 市民生活環境部長 市長公室長 ※ 市独自の支援制度に関すること 公営企業管理者 ※ 上下水道に関する市独自の支援制度に関すること （上下水道部長）
	課	商工振興課、農林水産課、財政課、納税課、市民税課、資産税課、 福祉総務課、総務課、市民課、各支所、総合政策課、会計課、 消防本部総務課、警防課、予防課、消防署、料金課、水道課、 その他関係課所
	関係機関	県（保健福祉部、土木部）、市内各郵便局、県社会福祉協議会、 NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ茨城支店、市社会福祉協議会、 東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支店

1 離職者への措置

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の1「離職者への措置」に準じる。

2 市税等の減免等

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の2「市税等の減免等」に準じる。

3 災害援護資金等の貸付

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の3「災害援護資金等の貸付」に準じる。

4 災害弔慰金等の支給

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の4「災害弔慰金等の支給」に準じる。

5 り災（被災）証明書の発行

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の5「り災（被災）証明書の発行」に準じる。

6 生活相談

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の6「生活相談」に準じる。

7 公共料金の特例措置

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の7「公共料金の特別措置」に準じる。

8 市独自支援制度の検討及び実施

地震災害対策計画編 第4章第1節第1の8「市独自支援制度の検討及び実施」に準じる。

第2 中小企業復旧資金

活動項目	
1	資金需要の把握連絡通報
2	資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
3	中小企業者に対する金融制度の周知
4	その他の措置

担当	責任者	産業経済部長 ※ 中小企業融資に関すること
	課	商工振興課
	関係機関	県（商工労働部）、日立商工会議所

1 資金需要の把握連絡通報

地震災害対策計画編 第4章第1節第2の1「資金需要の把握連絡通報」に準じる。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

地震災害対策計画編 第4章第1節第2の2「資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置」に準じる。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

地震災害対策計画編 第4章第1節第2の3「中小企業者に対する金融制度の周知」に準じる。

4 その他の措置

地震災害対策計画編 第4章第1節第2の4「その他の措置」に準じる。

第3 農林漁業復旧資金

活動項目
1 天災融資法に基づく融資
2 日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）
3 自作農維持資金融通法
4 農業災害補償

担当	責任者	産業経済部長、市長公室長
	課	農林水産課、財政課
	関係機関	県（農林水産部）

1 天災融資法に基づく融資

地震災害対策計画編 第4章第1節第3の1「天災融資法に基づく融資」に準じる。

2 日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

地震災害対策計画編 第4章第1節第3の2「日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）」に準じる。

3 自作農維持資金融通法

地震災害対策計画編 第4章第1節第3の3「自作農維持資金融通法」に準じる。

4 農業災害補償

地震災害対策計画編 第4章第1節第3の4「農業災害補償」に準じる。

第4 義援金品の受入・配分

活動項目
1 義援金品の募集及び受付
2 義援金品の保管
3 義援金品の配分

担当	責任者	市長公室長、保健福祉部長、市長公室長
	課	総合政策課、福祉総務課、財政課、会計課、広報戦略課
	関係機関	県（生活環境部、保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、指定金融機関、NHK水戸放送局、I B Sほか報道機関

1 義援金品の募集及び受付

地震災害対策計画編 第4章第1節第4の1「義援金品の募集及び受付」に準じる。

2 義援金品の保管

地震災害対策計画編 第4章第1節第4の2「義援金品の保管」に準じる。

3 義援金品の配分

地震災害対策計画編 第4章第1節第4の3「義援金品の配分」に準じる。

第2節 住宅建設の促進

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ 応急仮設住宅としての市営住宅の活用に関する こと
		総務部長	※ り災者に関すること
		市長公室長	※ 住居に関すること
		都市建設部長	※ 滅失住宅地図の作成に関すること ※ 住宅被害の状況・災害確定報告書の作成に関すること ※ 災害住宅建設計画、復旧計画に関すること
	課	市営住宅課、総務部総務課、防災対策課、財政課、資産税課、 建築指導課、公共建築課	
	関係機関	県（土木部）	

第1 建設計画の作成

地震災害対策計画編 第4章第2節第1「建設計画の作成」に準じる。

第2 事業の実施

地震災害対策計画編 第4章第2節第2「事業の実施」に準じる。

第3 入居者の選定

地震災害対策計画編 第4章第2節第3「入居者の選定」に準じる。

第3節 被災者生活再建支援法の適用

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 被災者生活再建支援制度に伴う被災世帯の認定 に関すること 総務部長 ※ 住宅被害の程度認定に関すること
	課	福祉総務課、資産税課、防災対策課

1 被災世帯の算定

地震災害対策計画編 第4章第3節第1の1「被災世帯の算定」に準じる。

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

地震災害対策計画編 第4章第3節第1の2「住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位」に準じる。

第2 被災者生活再建支援法の適用基準等

1 被災者生活再建支援法の適用基準

地震災害対策計画編 第4章第3節第2の1「被災者生活再建支援法の適用基準」に準じる。

2 被災者生活再建支援法の適用手続

地震災害対策計画編 第4章第3節第2の2「被災者生活再建支援法の適用手続」に準じる。

第3 支援金支給等

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 支援金の支給に関すること
	課	福祉総務課、防災対策課、総務課、各支所、財政課
	関係機関	県（保健福祉部）

1 支給額

地震災害対策計画編 第4章第3節第3の1「支給額」に準じる。

2 支給金支給申請手続

地震災害対策計画編 第4章第3節第3の2「支給金支給申請手続」に準じる。

3 支援金の支給

地震災害対策計画編 第4章第3節第3の3「支援金の支給」に準じる。

第4節 公共施設の災害復旧

当 担	各計画の関係各課
-----	----------

第1 公共施設の災害復旧事業

活動項目
1 災害復旧事業の種類
2 復旧時の実施体制

1 災害復旧事業の種類

地震災害対策計画編 第4章第4節第1の1「災害復旧事業の種類」に準じる。

2 復旧時の実施体制

地震災害対策計画編 第4章第4節第1の2「復旧時の実施体制」に準じる。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

地震災害対策計画編 第4章第4節第2「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」に準じる。

第3 解体、がれき処理

1 処理対策

地震災害対策計画編 第4章第4節第3の1「処理対策」に準じる。

2 集積地の確保

地震災害対策計画編 第4章第4節第3の2「集積地の確保」に準じる。

3 最終処分場の確保

地震災害対策計画編 第4章第4節第3の3「最終処分場の確保」に準じる。

第5節 激甚災害の指定

担当	責任者	総務部長	※ 激甚災害指定の手続等総括に関する事
		市長公室長	※ 特別財政援助額の交付手続に関する事
		関係各部長	※ 手続に伴う所管事務に関する事
	課	防災対策課、財政課、関係各課	
	関係機関	国、県関係部局	

第1 激甚災害指定の手続

地震災害対策計画編 第4章第5節第1「激甚災害指定の手続」に準じる。

第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

1 県知事への報告

地震災害対策計画編 第4章第5節第2の1「県知事への報告」に準じる。

2 報告事項

地震災害対策計画編 第4章第5節第2の2「報告事項」に準じる。

第3 激甚災害指定の基準

地震災害対策計画編 第4章第5節第3「激甚災害指定の基準」に準じる。

第4 特別財政援助額の交付手続

地震災害対策計画編 第4章第5節第4「特別財政援助額の交付手続」に準じる。

第6節 復興計画の作成

担当	責任者	市長公室長	※ 政策的な復興計画に関すること
		都市建設部長	※ 都市計画に関すること
		市民生活環境部長	※ 市民との調整に関すること
		産業経済部長	※ 企業関連及び市街地復興に関すること
		総務部長	※ 総合的な事務調整に関すること
		各部長	※ 各部所管事務に関すること
	課	総合政策課、都市政策課、コミュニティ協働課、商工振興課、防災対策課、総務部総務課、関係各課	
	関係機関	県各部局	

第1 事前復興対策の実施

1 復興手順の明確化

地震災害対策計画編 第4章第6節第1の1「復興手順の明確化」に準じる。

2 復興基礎データの整備

地震災害対策計画編 第4章第6節第1の2「復興基礎データの整備」に準じる。

第2 震災復興対策本部の設置

地震災害対策計画編 第4章第6節第2「震災復興対策本部の設置」に準じる。

第3 震災復興方針・計画の策定

1 震災復興方針の策定

地震災害対策計画編 第4章第6節第3の1「震災復興方針の策定」に準じる。

2 震災復興計画の策定

地震災害対策計画編 第4章第6節第3の2「震災復興計画の策定」に準じる。

第4 震災復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続実施

地震災害対策計画編 第4章第6節第4の1「市街地復興事業のための行政上の手続実施」に準じる。

2 震災復興事業の実施

地震災害対策計画編 第4章第6節第4の2「震災復興事業の実施」に準じる。